

法務省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

法務省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		各府省からの第2次回答	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答	措置方法(平成26年1月閣議決定)※	実施(予定)時期	備考
2		重点事項3項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	C 対応不可	<p>佐賀県が感心している休日や深夜、早朝のビジネスジットの受け入れや、国際ビジネスジット機の運航に際して、万全な対応を確約できる修了について、具体的にお示しいただいた。</p> <p>○ CIO業務の経験を積んだ国家公務員派遣者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジット機のCIO対応を都道府県に法定受託事業として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>佐賀空港については、福岡入国管理局佐賀出張所（佐賀市内所在）が管轄している。同出張所は、平成26年度乗員委嘱で1名、平成26年7月の緊急乗員でもその措置を行い、平成26年度と比較すると3倍の職員数（9名）となりました。一週間のうち、定期便が運航しているほか、定期便のない火、木にも、佐賀市内所在の出張所には職員が常駐しており、常時職員と連絡が取れる上、空港に職員を派遣することで可能な状態にある。</p> <p>さきに、同出張所は空港まで車で30分の位置関係にあるほか、管轄は佐賀県のみであるところから、急速就航が決定するビジネスジット等についても、速やかに十分な職員を派遣することが可能である。したがって、臨機応変の対応が十分可能であり、御懇意にはお及ばないと考えております。</p> <p>以上のとおりであるから、出入国者に関する権限移譲を行ななくても、佐賀県におけるビジネスジットの誘致（休日、深夜、早朝の受け入れを含む）は実現可能である。むしろ、佐賀県には、運航会社からの就航情報報を前段に当局へ伝達する形で、御協力いただきたいと考えています。</p>	<p>※平27対応方針(平27.1.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋をく27>として併記する。 ※平28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋をく28>として併記する。</p> <p>4[法務省] 国土管理及び観光整備法(昭26年11月閣議決定) 国際ビジネスジット機の輸入に伴い、出入国の際に必要となる税關・出入国管理(CIQ)業務について、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。</p> <p>また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があつた場合は、個々の空港の状況やCIO職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。</p>	通知	平成27年2月2日	平成27年2月2日 佐賀県を管轄するCIQから、同県職員に通知文書を手交した。
801			C 対応不可	<p>「外国人医師等臨床修練制度」における位置付けで研修を行うために在留資格「研修」が付与された者も、その後期間は最長1年であり、研修が1年を超えるとして、在留期間更新許可申請が行われた場合、その更新の許可については、必要性等を審査した上で個別に判断しております。一般的には、その必要性等が認められたなら、在留期間更新許可がされるものと考えます。このことは、医師物理士として活動するとして、在留資格を付与された場合であっても同様である。</p>				
6	【全国市長会】 市への移譲については、提案団体の提案のとおり、手擧げ方式とするべきである。		C 対応不可	<p>登記事項証明書等の交付事務は、国(登記官)が行う事務であるが(不動産登記法第119条第1項等)、公法上において特例を設け(同法第33条の2)、現在、公共サービス改革基本方針(平成26年7月閣議決定)に基づき、公共サービスの適切かつ確実な実施を確保するための公から適切な監督を行いつつ(同法第4条)、包括的民間委託を全国的に実施しているところである。</p> <p>これに加え、法務省として、利用者の利便性を高めるため、郵送又はオンラインにより登記事項証明書等の交付を請求することができる制度(登記情報提供サービス)を構築して登記事項証明書等を発行するなど、登記事項証明書等の交付事務について包括的な民間委託を実施することにより、サービスの質と利用者の利便性の向上に努めているところである。</p> <p>御提案のように、国の行政事務を地方公共団体にも委託することを可能とするには、公法等において民間事業者に加えて地方公共団体への委託も可能とする等の制度的な見直しが必要と思われるところであります。現行制度の枠内では、御提案に応じることは困難である。</p>	<p>4[法務省] (2)不動産登記法(平16法123)及び商業登記法(昭38法125) 不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付事務(不動産登記法第119条第1項等)は、登記官が行う事務であるが、公から適切な監督を行いつつ(同法第4条)、包括的民間委託を全国的に実施しているところである。</p> <p>これに加え、法務省として、利用者の利便性を高めるため、郵送又はオンラインにより登記事項証明書等の交付を請求することができる制度(登記情報提供サービス)を構築して登記事項証明書等を発行するなど、登記事項証明書等の交付事務について包括的な民間委託を実施することにより、サービスの質と利用者の利便性の向上に努めているところである。</p> <p>御提案のように、国の行政事務を地方公共団体にも委託することを可能とするには、公法等において民間事業者に加えて地方公共団体への委託も可能とする等の制度的な見直しが必要と思われるところであります。現行制度の枠内では、御提案に応じることは困難である。</p>	改善策を 提案済み	平成27年2月	住民サービスの改善方策として、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間委託により登記事項証明書等の交付事務を民間事業者に委託する制度を構築する。また、登記所等が遠隔地に所在し利用者が困難な地域の希望する市町村において、登記事項証明書等の交付を受けられるようになるなど、住民サービスを改善する方策について検討を進め、平成27年中に結論を得る。

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項68項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の観点	各府省からの第2次回答		調整結果 (平27対応方針(平27.1.30閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.1.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋をく平27>として併記 (平28対応方針(平28.1.20閣議決定))に記載があるものは当該抜粂をく平28>として併記 (2)人権擁護委員法(昭24法139) 人権擁護委員の推進(6条3款)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推進の都度行うではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推進されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。	対応方針の措置(検討)状況		
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法	実施(予定)時期	備考
15【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補完する人権侵害事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担い、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものであり、市町村長の恣意的な推進を事業上抑制する仕組みを制度的に担保する必要がある。多くの市町村において、議会で反対意見等がないことは、現状における市町村議会への意見聴取を推進の都度行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推進されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知している。	[再掲] 6(法務省) (2)人権擁護委員法(昭24法139) 人権擁護委員の推進(6条3款)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推進の都度行うではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推進されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。	通知	H27.3.27	地方分権改革に関する地方からの提案に対する対応について(通知)(平成27年3月27日付け法務省権秘第73号)	
103【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補完する人権侵害事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担い、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものであり、市町村長の恣意的な推進を事業上抑制する仕組みを制度的に担保する必要がある。多くの市町村において、議会で反対意見等がないことは、現状における市町村議会への意見聴取を推進の都度行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推進されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知している。	[再掲] 6(法務省) (2)人権擁護委員法(昭24法139) 人権擁護委員の推進(6条3款)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推進の都度行うではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推進されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。	通知	H27.3.27	地方分権改革に関する地方からの提案に対する対応について(通知)(平成27年3月27日付け法務省権秘第73号)	
318【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	弁護士会や都道府県人権擁護委員連合会においては、市町村長から推薦された個々の候補者について、それらの団体の立場及び視点から意見を付すものであり、議会の意見を聞く目的をもつて意見を付すものである。 また、人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補完する人権侵害事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担う点において、社会奉仕的精神を主として援助を行なう民生活動者の職務とは大きく異なり、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものである。 また、委員の委嘱の背景に際しては、合議体である民生活動者の意見を汲んでいたところ、人権擁護委員の選舉の過程で求められる市町村の議会の意見を聽取ることに相当する機能を有する。 以上から、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞きたい場合は、御指摘のあったとおり、委嘱券今回数等を選択できるよう見直しを行い、現在、法務局において調整を図っているところである。人権擁護委員の委嘱事務の効率化及び市町村の事務負担の軽減に資する観点から導入するものであるため、実施に当たっては、各地の実情に応じた事務改善につながるよう法務局と十分協議されるようお願いしたい。	[再掲] 6(法務省) (2)人権擁護委員法(昭24法139) 人権擁護委員の推進(6条3款)については、事務の効率化に資する観点から、市町村議会への意見聴取を推進の都度行うのではなく、市町村の実情に応じて、一定期間に推進されることが予定されている委員候補者について一括して意見を聞くことも可能である旨、市町村に周知する。	通知	H27.3.27	地方分権改革に関する地方からの提案に対する対応について(通知)(平成27年3月27日付け法務省権秘第73号)	